

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第54号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第6中「財団法人京都市休日急病診療所」を「財団法人京都市急病診療所」に、
「休日急病診療所用」を「急病診療所用」に改める。

第5号様式備考以外の部分中

「

目		
---	--	--

」

を

「

目		
大事業		
中事業		
小事業		

」

に、

目		
---	--	--

」

を

「

目		
大事業		
中事業		
小事業		

」

に、

細節																				
符号	金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円									

」

を

「

細節																				
金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円									

」

に、

細節																				
符号	金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円									

」

を

「

細節																				
金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円									

」

に改める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。